

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

### 1 入 札 方 式 一般競争入札(制限付)

### 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
南鳥島の施設整備運用構想検討役務	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁航空装備研究所	令和8年3月27日

説明会 なし。

### 3 入 札

- ① 日 時 令和7年7月23日(水)14時00分
- ② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

### 4 参 加 資 格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和7年7月15日(火)17時15分までに当該要件を証する書類等を提出すること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- ⑦ 適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年7月15日(火)12時00分までに提出し承認を得たものであること。(別紙参照)

### 5 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 保 証 金

- ① 入札保証金.....免除
- ② 契約保証金.....免除

### 7 入 札 の 無 効

- ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- ② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

### 8 契 約 書 作 成 の 必 要 の 有 無

有

### 9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等

役務請負契約条項  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 郵便入札について

- (1) 郵便入札の可否 可
- (2) 郵便入札方法 書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。
- (3) 郵送する書類等 (ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)  
(イ) 入札書
- (4) 封筒について 前項(3)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。
- (5) 入札の回数 郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。
- (6) 入札の無効 郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。
- (7) その他留意事項 郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。  
《電子入札による入札書受領期間》  
公告日から令和7年7月22日(火)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。  
また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年7月22日(火)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

③ 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑤ 提出資料

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。
- (2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和7年7月22日(火)17時15分までに提出するものとする。

⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。  
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係  
TEL 042-524-2411(内線)641 担当:藤村

## 適合条件

### 1 条件

- (1) 南鳥島の施設整備運用構想検討が目的であることを考慮し、次にあげる要件を満たすこと。
  - ・ 2022年度以降の南鳥島の地理、周辺環境等に関する専門知識等を有すること。
  - ・ PFI法に基づく事業への支援業務に関して、独立行政法人及び国立大学法人を含む国並びに地方公共団体(以下、「国等」という。)をクライアントとする事業において、PFI関連規則に定める「実施方針の策定及び公表」及び「事業契約等の締結等」、「事業の実施、監視等」に渡る同一案件内の一連プロセスに係る支援に従事した経験者を有すること。
  - ・ 工事等に係る知識及び技術を有すること(下請企業の協力等により要件を満たすことを含む)。
- (2) 本役務を履行するにあたり、下請企業を含めた実施体制案を示すこと。

### 2 提出書類

第1項の条件を満たすことを客観的に証明する資料。書式は任意とし、提出書類には会社名等を表示すること。

### 3 提出部数

1部

### 4 提出期限

令和7年7月15日(火)12時00分まで

### 5 その他

- (1) 虚偽がないものとする。
- (2) 書類提出後、官側からの細部補足資料及び説明を求める場合がある。
- (3) 提出書類の問い合わせは、提出期限の前日12時00分までとする。

防衛装備庁仕様書

1 / 5

品 件 名	南鳥島の施設整備運用構想検討役務	仕様書番号	GAE1-JK-203
		作成年月日	令和7年6月2日
		作成部課名	航装研誘導部誘研究室 航装研誘導部誘シ室

1. 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「南鳥島の施設整備運用構想検討役務」（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用 語	定 義
1	インフラ	インフラストラクチャーの略。電気、ガス、上下水道等に代表される生活インフラ、携帯電話やインターネット等の通信インフラ、道路、空港、港湾等の輸送インフラ等をいう。
2	ロジスティック	陸上、海上、航空の物流をいう。生活必需品や試験器材の運搬や保管、人員の運搬等をいう。
3	施設	事務所、宿泊施設（宿泊、医療、糧食、休養等を行う設備を含む）、誘導弾整備庫、汎用整備庫、火薬庫、倉庫等の建築物、基礎、コンクリートパッド等をいう。
4	PFI	Private Finance Initiative の略称。民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建築・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。
5	PFI法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）のことをいう。
6	PFI 関連規則	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更について」（平成30年10月23日閣議決定）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成30年10月23日施行）、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成30年10月23日施行）、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」（平成30年10月23日施行）、「契約に関するガイドライン - PFI 事業契約における留意事項について -」（平成30年10月23日施行）、「モニタリングに関するガイドライン」（平成30年10月23日施行）、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成30年10月23日施行）及び「PFI 事業における事後評価等マニュアル」（令和3年4月）のことをいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

#### 1.3.1 法令等

- a) 防衛省規格の制定及び改正に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 13 号）
- b) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- c) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- d) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- e) 船舶法（明治 32 年法律第 46 号）
- f) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- g) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- h) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- i) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- j) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- k) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- l) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- m) 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）
- n) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- o) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- p) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- q) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- r) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）
- s) 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）
- t) 入札及び契約心得（平成 27 年 10 月 1 日公示第 1 号）
- u) 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）
- v) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- w) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）（防整サ第 14551 号。令和 5 年 7 月 3 日）（添付書類 1～添付書類 5 含む）
- x) 防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について（通知）（装技計第 11659 号。令和 5 年 6 月 29 日）
- y) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- z) 会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）
- aa) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）
- bb) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）
- cc) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- dd) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ee) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- ff) 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）

- gg) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- hh) 危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について（通知）（消防危第36号。平成10年3月27日）
- ii) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）
- jj) 小笠原村火災予防条例（条例第11号。昭和58年10月1日）
- kk) 火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）
- ll) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）
- mm) 港則法（昭和23年法律第174号）
- nn) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- oo) 道路法（昭和27年法律第180号）
- pp) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- qq) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

## 2. 要求事項

### 2.1 全般的要求事項

- (1) 本役務は、南鳥島に新設する施設の整備、保守管理、並びに付随する環境・インフラ・ロジスティック等の運用管理（以下、「整備運用事業」という。）について、基本構想及び実現するための事業スキームを検討し、その結果を報告書にまとめるものである。  
なお、検討の際には、複数社にヒアリングを行い、その実現性や条件、コスト等について整理するものとする。  
整備する施設の規模や内容、保守業務等については、官側から所要等のヒアリングを行い、契約相手方から官側へ提案するものとする。細部は官との調整による。
- (2) 本役務は、以下の要件を満たすことが出来るものが履行するものとする。
  - (ア) 2022年度以降の南鳥島の地理、周辺環境等に関する専門知識等を有すること。
  - (イ) PFI法に基づく事業への支援業務に関して、独立行政法人及び国立大学法人を含む国並びに地方公共団体（以下、「国等」という。）をクライアントとする事業において、PFI関連規則に定める「実施方針の策定及び公表」及び「事業契約等の締結等」、「事業の実施、監視等」に渡る同一案件内の一連プロセスに係る支援に従事した経験者を有すること。
  - (ウ) 工事等に係る知識及び技術を有すること（下請企業の協力等により要件を満たすことを含む。）。

### 2.2 実施内容

実施内容は次の通りとする。

- (1) 事業スキームの検討
  - (ア) 整備運用事業について、官側から所要等のヒアリングを行い、要求事項として整理する。
  - (イ) 官からヒアリングした所要等を元に、必要な整備運用事業の項目（施設及びサービス等）を検討し、基本構想とする。
  - (ウ) 策定した基本構想に対し、民間企業参画の可能性について検討、整理する。このとき、

複数社にヒアリングを行い、その実現性や条件、コスト等について整理するものとする。ヒアリングする民間企業については、事前に官と調整し、必要に応じて秘密保持契約等を民間で締結するものとする。

(エ) (ア) から (ウ) の結果をもとに、実現可能な複数の事業スキーム（官民実施範囲、契約形態）を、その事業経費と共に提案するものとする。提案には、P F I による事業スキームを含めるものとする。

(オ) 提案した事業スキームのメリット、デメリットを整理し、最適な事業スキームを提案するものとする。

(カ) (エ) の P F I による事業スキームの検討にあたっては、整備費、施設運営維持管理費、その他諸経費等の業務コストの積算を行う。また、前提条件を反映し、V F M を算定する。

(キ) (オ) のうち、P F I による事業スキームの整理にあたっては、P F I 法第 5 条に規定する、特定事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）を定めるために必要な事項について検討する。

(ク) (ア) ～ (オ) の内容について、最終報告書にまとめる。

## (2) 各施設の基本設計の検討

(1) (オ) で提案した事業スキームに対し、官側の確認を受けた上で、施設の基本設計を実施する。細部は官との調整によるものとする。

## 3 中間報告

契約相手方は、4 回を基準に官側に中間報告を行うものとする。

なお、初回の中間報告は、契約後 1 ヶ月以内に実施するものとする。報告で使用した資料は、官側と調整の後に提出する。報告内容及び日程等細部は官との調整によるものとする。

## 4 最終報告

契約相手方は、最終報告書を作成し、官側と調整の後に提出する。

## 5 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 7 日までとする。

## 6 検 査

2.1 項及び 2.2 項について、提出書類「最終報告書」により実施する。

## 7 実施上の注意事項

契約相手方は、本役務の実施に当たって、詳細にわたり官と密接な連絡を保つとともに、適宜、官との調整を行い、良好な成果が得られるように努めるものとする。

## 8 その他の指示

### 8.1 提出書類

契約相手方は、表 2 に示す提出書類を官に提出するものとする。

表 2 提出書類

番号	名 称	数 量	提出時期	備考
1	最終報告書	1 部（電子データ※ <sup>1</sup> による）	検査実施前まで	
2	知的財産管理報告書		納期まで	

※1：書込み禁止としたDVD等※<sup>5</sup>に電子データを格納するものとする。電子データには、Microsoft 拡張メタファイル等編集可能な形式の主要な図表及びグラフに使用した数値のCSV形式のデータを含めること。

## 8.2 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 官は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物につき、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、防衛省又は防衛装備庁の内部において利用し及び複製（契約相手方の指定するものの複製を除く。）することができる。
- (2) 契約相手方は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書を作成し、納期までに官に提出するものとする。
  - (ア) 契約相手方が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）（出願中又は申請中のものを含む。）
  - (イ) 官に提出された技術資料に含まれる契約相手方の固有の技術資料及び1)項で定める契約相手方の指定する著作物

## 8.3 官側の支援

- a) 契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備、器材、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- b) 契約相手方は、この契約の履行において、国内外の施設等への立入及び使用の必要があり、当該施設の関係者との間において申請、法制面での調整事項等が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、速やかに官に報告し十分調整の上、必要な官側の支援を受けることができるものとする。

## 8.4 技術調整

契約相手方は、この契約の履行にあたり必要に応じて官との技術調整等を実施するものとする。

## 9 その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。